

平和構築とグローバル・ガバナンスについての一考察
～ソフトローに焦点を当てて～

2017/6/30

櫻井幸男

国際秩序に関する認識～3つの著作：

- ① キッシンジャー、ヘンリー（伏見威蕃訳）『国際秩序』日本経済新聞出版社（2016年）
 - ・米国外交政策の正当性と米国が国際社会を牽引し世界の安定に資する必要性の表明
 - ・国際秩序の再建～現代版のウエストファリア体制の構築
- ② Haase, Richard *A World in Disarray—American Foreign Policy and the Crisis of the Old Order* Penguin Press（2017）
 - ・国際政治の安定のために米国が国際秩序の形成の為に貢献することを提案
- ③ 廣瀬陽子『未承認国家と覇権なき世界』NHK出版（2014年）
 - ・国際秩序形成の裏側にある未承認国家に焦点を当て、覇権なき世界について分析
 - ・あらためて「国家とは何か」について考えさせられる

問題意識：

- ・国際秩序の形成の筋道はどのように考えるのか？
- ・破綻国家や破綻しそうな国家の保護または破綻処理のルール化が必要ではないか？
- ・国連の平和構築活動の負担を軽減するための方策はあるだろうか？

今回の検討テーマ：

平和構築とグローバル・ガバナンスについての一考察～ソフトローに焦点を当てて～

1. はじめに

- ・1945年に51だった国連加盟数は現在193ヵ国・地域。72年間に3.8倍に増加
- ・加盟国・地域数の増加に伴い、国連および国際社会の運営がその分複雑化した
- ・伝統的な戦争に代わり、現在内戦、民族紛争、無差別テロ等が頻発している
- ・国際社会の法の支配、グローバル・ガバナンスはうまく働いているとは言い難い
- ・冷戦終了以降に、国連が必要に迫られ発達させた技術の一つが平和構築
- ・平和構築に多大な資金と人員を投入したが、チモール紛争以外はことごとく失敗
- ・平和構築は国連の処理能力を遥かに超える最難関の仕事
- ・今後国連の平和構築活動の負担を軽減するための方策はあるだろうか？

2. 複雑化した国際社会

- ・ 国家・地域数が激増して国際社会の利害が錯綜し、複雑な利害対立と経済格差が現出
- ・ なぜこのような状態が生じたのか？
- ・ これまで正しいと信じられてきた伝統的な価値や原則を疑ってみる必要がある
- ・ たとえば「民族自決の原則」と「主権の尊重」
- ・ 国家承認の手続きを踏めば当該国の独立が認められる国際法上の慣行
- ・ 伝統的な原則の濫用を抑えられないものか

3. 人口高齢化の影響

- ・ 今後先進諸国、新興国、発展途上国にいたるまで、人口の高齢化が急速に進行する
- ・ 先進国は高齢化の社会的コスト（年金、医療、介護、社会保障）の増加に悩まされる
- ・ 他国を支援する経済的な余裕は減少し、最悪はそのような余裕は消えてしまう
- ・ 国家・地域数は今後少なくとも増やさないと適切だと考えられる
- ・ 国際社会のリスク管理を行うとすれば、国際社会の合意形成に基づき、何らかの合理的な国際的基準を設け、国家・地域数をできるだけ減らしてゆき、将来の破綻国家の発生リスクを極力抑えることが考えられる
- ・ 法的な強制力を持たないソフトローにより、国連や地域機関などの仲介を経て、各国の自主的判断により国家合同や連邦国家化が実行されるのが望ましい（←主権の壁、強制はできない）
- ・ 破綻国家を法的に処理する国際法整備が手薄なのでは？

4. グローバル・ガバナンスの確立

- ・ 次に着手するのはグローバル・ガバナンス（GG）の確立
- ・ GGとは「国際社会における政府なき規範やルールの遵守の過程と状況」を指す
- ・ GGの実効性を担保する源泉は規範やルールの持つ力、すなわち「規範力」
- ・ 多くの利害衝突がみられ、国際社会は共通の文化、価値、共通規範を共有していない
- ・ 国際社会は法の支配が部分的には実効性を持つが、全体には機能しない不完全なGG状態
- ・ 可能な限り「法の支配」（rule of law）体制を広げていく努力が求められる
- ・ 当事国のイニシアチブによる合意形成の実践が、将来の履行確保の為に重要
- ・ 法の欠缺を埋める国際的な作業の実施が行われることが望ましい
- ・ 国際法の受け入れに関する対応の差
- ・ 国際法の履行確保

5. 法の支配とソフトロー

- ・ ソフトロー機能に注目
- ・ ソフトローには、実効性を担保する規範力がないものの、社会的権威や関係者を共通に納

- 得せしめる正義を備え、関係者の社会的責務や理性に訴えて自発的な履行確保が可能
- ・安全保障、内戦、テロ、民族浄化、集団殺害などの深刻な問題には対処できないが、国際人権や社会的・経済的権利の調整には有効
 - ・国際社会を構成する国家や国際機関、地域機関、NGO/NPO、個人などの多様なプレーヤーが、それぞれ自発的に敬意を表することにより事実上の遵守が確保され、その事実の反復から時間をかけて規範力を形成する「事実の規範力」に通じる
 - ・人権と多国籍企業に関する「保護・尊重・救済の枠組みに関わる指導原則」の事例
 - ・宇宙ガバナンスのための国際行動規範案の事例

6. 平和構築基金の設立

- ・近未来に国際社会でどの規模の社会的コストを平和構築に費やすことができるのか
- ・負担金額の有限性の認識を国際社会で共有するため、国連に「平和構築基金」を設立し、この基金の範囲内で平和構築活動が進められる枠組みづくりを図るべき

7. おわりに

- ・ハードローにソフトローを組み合わせて、一般原則や手続きの枠組みについても、人々にその社会的意義を理解してもらい、秩序形成を促す
- ・難しい未来において、法の支配をめぐる環境変化が起きる可能性がある

以上